

銭瓶石騒動と遠島者のその後

二 宮 修 二

一、「銭瓶石騒動」の概要

由布市挾間町七蔵司北部にあたる高崎山近くの峠には「銭瓶石」と呼ばれる大きな石がある。「銭瓶石」と書くのは、銭を入れた「壺」のようなものと考えてこのように書いたと考えられる。また、石の形が亀の甲に似ていてことから「銭亀石」とも書かれている大きな石がある。この石について江戸時代に書かれた府内藩がつくつた「雉城雑誌」には、「この石を叩けば金鼓の音がする。」と書かれている珍しい石である。「金鼓」だから金で作った鼓である。そんな品物があつたかどうかわからないが、「金の鼓」ならいい音がしそうである。実際たたくと『カーン、カーン』と甲高く響く音がするので別名「カンカン石」と呼ばれたりする。すぐ傍に説明板が立っていて、そのように書いてあるので、本当にいい音がするのだろうかと石をもつてきて、叩いてみる人がいる。

本当はこれは大切な文化財なんだから叩かないでほしい。

実はこの石をめぐつて江戸時代に、大変重大な事件が起つたのである。今回の稿では、「銭瓶石騒動」の概略を表し、また、これまであまり人々に知られなかつたこの事件に関し「遠島」「島流し」になつた人に関する実態を明らかにしてみたい。

幕府の巡検使がやつてくることになつたので、七蔵司村と田の浦村の農民は、巡検使を気持ちよく迎えるために、この機会に、これ

はじめに



台座に載る銭瓶石 2017.12.9撮影

一七六一（宝暦十二）年の三月に幕府の巡検使が視察に来ることになつた。江戸時代は、今挾間町の石城地区七蔵司は、府内藩に入つており、府内の殿様が治めていた。七蔵司の銭瓶峠は別府との境になつていた。別府はそのころ、幕府が治めていて、幕府領とか天領、或いは公領と呼ばれていた。

幕府領というのは、徳川幕府の直接の領地で、全国に広がつており、丁度その「銭瓶石」の所が府内藩領の七蔵司村と、幕府領側の赤松村が接していた。

この両村に住んでいた農民の気持ちは、赤松村の農民は、自分たちの村は天領だから他の村よりも認められ大切にされているというような気持を持っていた。それで「俺たちの村は天領だぞ。天領に向かつてくるようなことがあれば、お上から罰を受けるぞ。」という様に思つて日ごろから内心威張つていた様だつた。府内藩の農民であつた、七蔵司や田の浦の農民より、別府の赤松村の農民の方が、何かと身分が上のような気持ちを持つていた。

までの山道を分りやすくきれいに道つくりをすることになった。

二月五日には通過道路の見分もして道つくりが始まった。

道つくりの現場に行つてみると、赤松の農民が既に新しい道を造っていた。その道は、これまでより府内藩の領地に入り込んだところに造られていて、そこに小屋を建て、番人をいつも十人ぐらい置いていた。府内藩の農民が道造りを始めようとして、以前の道のように作り変えようとしたところ、赤松の村の農民が三十人ばかりどやどやとやってきて、

「ここが本当の道だ。」「いやこっちが昔からの道だ。」と論争になつた。そこで七蔵司の庄屋は、田ノ浦の庄屋と相談して、境争いが解決するように、赤松村の庄屋・浜脇村の庄屋へ使いを送つて、境争いを治めようとした、三月九日・十一日と繰り返し使いを送つたが、赤松村から何の返事もなく、芝土手を除くこともなかつた。何の返事もなかつた。はじめ村同士の内済で解決したかつたが出来なかつたので府内藩の指示を仰いだ。すると府内藩は、一両日猶予を与えるからと、赤松との円満解決を望んだ。しかし、問題は进展しなかつた。

巡検使が国東に入るのが三月十四日であるのでいよいよタイムリミットとなつて府内藩は仕方なく、赤松の造つた芝土手を除く道つくり作業をすることにした。道つくり奉行佐藤時右衛門は、足輕二名と共に七蔵司・田の浦村の農民を指揮して道造りを始めようとした。その時それを待つていたかのように、赤松村の農民三十名余りが鉄砲・長刀・トビロなどを持ちだして、鉄砲の発砲を合図に府内

側の農民の道つくりを妨害した。府内側の農民の中には、トビロを頭に打ち込まれたりするけ人が出た。

更に赤松村が鉄砲を持っていたこともあり、奉行ら四人が拉致され連行された。府内藩は巡検使の到着が近づいていたので事を荒立てるなどを好まず、日田代官所に対して巡検使通過後に調査して解決するよう申し入れた。(府内藩記録・『大分市史』)

赤松村の記録では、府内藩の農民が赤松が幕府領内に十二町ほど入つてきて道造りをしたからやむにやまれぬ行為であったというのである。

その後、府内藩の農民約六十名、赤松村農民数十人が江戸に呼び出され、裁判にかけられた。江戸まで行くには四十五日もかかり、費用もかかつた。裁判の結果

府内藩側

・藩主近形が通塞二ヶ月を命じられたほか、家老はじめ藩士七名が「預ヶ押込」などに処せられた。

幕府領側

・日田代官所手代大塚伴右衛門・原村庄屋ら三名が「預ヶ急度叱」に処せられたほか、赤松次郎兵衛ら農民八名が伊豆国三宅島に遠島になつた。(大分市史)

この部分は刑事案件の判決であるが、道造りにつながる土地の問題については、どう対処したかというと、幕府は双方でよく話し合つよう指揮した。そうなると双方の主張もさることながら、これまでの実態もかかわつてくるのでその実態を記すと、

浜脇・田野口村は、四極山（高崎山、田浦村）への入会権を主張しているのである。その理由として、赤松村は「相手府内御領である田浦村の支配であるけれども一向立入不申、古来より御料浜脇村・田野口村百姓共入込、秣、刈敷・薪等取り来たり申し候。また、獵師は魚見に四極山に来ていた。今更、田浦村に差し障りがあるはずはない。」これに対しても田の浦村が、四極山で茅や薪をとらないのは、そこは領主入用の場所で、農民は立ち入り禁止になつてゐるからであると主張した。

結局最後の内済合意は、

第一境界線については、両者立会の上目印の石を決め境界線の確定を行つた。今後の道つくりにおいては、両者立会で行う。

第二入会権については釜之口四極山の西側の部分で、浜脇・田野口両村に認める。しかし、鳴川より上部の府内藩有林については浜脇・田野口両村の立ち入りは認めない。魚見の件は、初穂を田の浦村に差し出すことで認める。

赤松・浜脇村は、「遠島八人」伊豆大島に八人が島流しにされた。どちらの村も大変な罰を受けた。

特に争いの場所となつたのは、銭瓶峠の北側の山で、赤松村は、ここを広く取りたかったのである。昔は牛や馬を飼つて草をやつたり、草を刈つて肥料にするのに草が必要だつた。それで草刈り場が広いことは大変重要なことであつた。府内藩側は、殿様も罰をもつたということは、大変不名誉なことである。また武士も罰を受けている。

この事件の損得はどうであつたであろうか。

赤松の方は、八名が島流しにあり、島に送られ帰ることはなかつた。悲しい出来事であつた。

赤松村は、この事件で高崎山の西側に山の一部を草刈り出来るようになつたことは得したと言える。損得はいえない難しい出来事であつたが、草場が広くなつたことから、赤松村に有利な判決と言える。

今赤松村の公民館に、「遠島八人之塔」の横に、別府市の人が説明板を建ててている。



「遠島八名の塔」別府市赤松地区

この碑で赤松の人々の当時の考え方がはつきりとわかる、「赤松村の戦果は大いに上り」と書いてあることから、府内藩の農民を襲うつもりで襲つたこと、戦果という言葉から、戦のようにして勝ち取ろうという思いがうかがえる。こうしてみると巡査使の通行の時

期に合わせて、土芝を府内藩の方に入り込ませて移動させ、その土芝を守つて主張したのである。石碑の裏面に、浜脇株組合とあるので、この遠島者たちを哀れに思いしかも感謝して建てたものと思われる。

遠島八人の碑

赤松村の造った芝土手を府内藩側が取り除き始めたのを機会に、赤松の百姓三十人余りが鉄砲の音を合図に長刀・竹やりを手に府内藩人夫に襲いかかった。宝暦十一年の事で幕府巡検使が府内藩に到着するのに合わせて仕掛けたともいわれている。赤松村の戦果は大いに上り、府内藩道つくり奉行以下四名松音寺に監禁し、幕府の評定を受けることになった。主だった八名は伊豆三宅島に終生遠島、府内藩主は二か月の通塞、家老、道奉行はお預りお叱りの処分となつた。

村の利益のため犠牲となつた八名の石碑の建てられたのは、明治三十四年であった。

浜脇株組 明治三十四年丑旧二月 裏面 浜脇株組合

この看板で注目すべきところは、「巡検使の到着に合わせて、しあげたこと、赤松村の戦果は大いに上り」と記していることで、騒動を起こした根拠がはつきりしている。またこの大きな石碑を建てるには、石碑の裏に刻んであるが、「浜脇の株組合」であることから考へると、株を多く刈れるようになつたことを感謝しての石碑建立であつたのだろう。

流人のその後の生活

島流しにされた人は、その後どんな生活をしたのか。

赤松村から島流しにされた八人は、三宅島に流され、そこで、三つの島に分けて送られ生活をさせられた記録がある。はじめ流人は、普通三宅島にまず送られる。それは、三宅島がそれほど生活環境が厳しくなかつたので、まず、そこに流された。生活がなれると他の島々に分けて流された。

八人は、三・三・二人と分けられた。島に送られると、島の中の五人組の中に分けて入れられ生活する。家は、木や草で小さな家を自分で作り、主に自分で食べ物を探して生活するのが基本だが、村人といい関係を持つことができれば、村人が雇つてくれたりして食べ物をもらうこともできた。ただ、島に流されるとき、家からお金やコメなどを持参することもできた。勿論制限もあつた。金持ちはここでも割と良い生活ができた。

赤松村の八人は、全員赤松村には帰ることなく島で死んでしまつてゐる。さぞ帰りたかっただろうと思う。

赤松村から島流しされた人・「次郎兵衛」・「権六」・「八右衛門」・「市郎左衛門」・「治兵衛」・「源次郎」・「五兵衛」・「善三郎」(三宅島)

別府の赤松には今でも「遠島八人の塔」という記念碑が建つてゐる。

【資料一】島までの距離

八丈島	東京都 江戸	三百キロm	一八八四人
三宅島		百八十キロ m	一三三二人
大島			百十八キロ m

利島

新島

神津島
御藏島

百四十四キロm

百六十三キロm 一三三三人

百八十キロm

御藏島

「鳥も通わぬ八丈が島へ、やらるるこの身はいとわねど、後に残りし妻や子が、どうしてこの世を送るやら。」追分節

「沖で見たときや、鬼島と見たが、来てみりや八丈は情け島」

（附録記録）「評定所判決の府内藩八か村と人数」

大庄屋・庄屋・組頭・百姓

・計

山口

(1)

(1)

2

3

5

来鉢

(1)

(1)

1

6

1

3

5

由原

(1)

(1)

1

3

5

七曾子

(1)

(3)

1

9

6

1

8

1

3

大山

(1)

(1)

1

3

5

田浦

(1)

(3)

1

9

6

1

8

1

3

黒野

(1)

(3)

1

9

6

1

8

1

3

内成

(1)

(1)

1

3

5

7

19

33

（）は「預け急度叱り」の処分をうけた八名、構いなし（処分なし）は二十五名。

揖斐十太夫御領所 豊後国速見郡浜脇村

枝郷 赤松村百姓

『三宅島流刑史』によると

「鉄砲を使用し抜刀、薦口で乱暴した八人の百姓は、江戸からそのまま三宅島へ配流された。次郎兵衛、権六、八右衛門、市郎左衛門、治兵衛、源次郎、五兵衛、善三郎」

三宅島の流人帳には、次のように記載。

九代将軍家重 宝暦十一壬申四月一日 三宅島へ流罪 大島七郎

兵衛船 合三人

・山論に付き、喧嘩仕り飛び道具持ち出し候段御吟味の上不届に付遠島、豊後国速見郡浜脇村枝

郷赤松百姓、市郎兵衛四十六歳（坪田村）

・全 五兵衛 四十三歳

（伊豆村）

・全 権六 三十六歳

（阿古村）

・市郎兵衛 在島年数二年 着年齢 四十六歳

・五兵衛 在島年数三十四年 着年齢 四十三歳

・権六 在島年数十八年 着年齢 三十四歳

・八丈島へ送られた者

・次郎兵衛 在島年数五〇年 着年三十三歳

・治兵衛 在島年数十七年 着年二十七歳

【資料2】

中郷——来鉢組——(来鉢村・由原村・大山村・田浦村・黒野村)

内成組——(内成村・山口村・七曾子村)

(山口村庄屋) 四郎右衛門 (来鉢村大庄屋) 市左衛門煩に付代、

伴右衛門

(由原村庄屋) (七僧曾司村庄屋)

大山村庄屋

田浦村組頭

市兵衛 (加兵衛 (煩) 二付) 親市郎治 七右衛門 傳左衛門・

喜右衛門

太右衛門

右の領分急度叱り

(叱りには、叱りと急度叱りがあり、ともに、庶民に科す。府内藩士二名が叱りを受けている。) 白洲に呼び出して叱責、その程度の重いものを急度叱。刑罰では最も軽微。

七曾子村百姓 黒野村百姓 内成村大庄屋 山口村百姓

・傳之丞 ・・薰石衛門 ・・喜兵衛 ・・六助

・幸右衛門 田浦村百姓 内成村庄屋 山口村庄屋

・義介 ・・治介 小兵衛 ・・清左衛門 ・・源藏・善左衛門

・三太郎 ・・薰七 段吉 ・・治兵衛

・嘉右衛門 ・・久兵衛 関介 右無構

・定兵衛 ・・新蔵 兵右衛門

・彦兵衛

右の分預無構

預無構 用人 玉木五郎太夫

【資料3】(刑罰用語)

逼塞 (ひつそく) ・・武士や僧侶、神官に科された謹慎刑 門を閉じ、昼間の出入りを禁止 夜間はぐるり戸から出入りは可、

期間三十日、五十日、の二種類。府内藩主近形 (ちかのり) は、宝暦十一、十二年に逼塞処分を受け、赦されたのが宝暦十二年二月二十一日なので、七十日になる。

預 ・・被疑者・犯罪者を私人に拘束させること。

押込 ・・押籠ともいう。武士庶民に適用 自宅に謹慎、門戸を閉ざし、他出禁止 期間二十日以上百日以下。

叱 ・・叱と急度叱の二種。ともに庶民に科す。(府内藩士が預け叱をうけている?) 白洲に呼び出して叱責、その程度の重いものが急度叱。

刑罰では最も軽微。

手錠 ・・手鎖ともいう。鉄製の瓢箪型の金具で、両手を前に組ませてこれをはめ小穴に錠をかけ、紙で封印庶民に科す。期間は三十日、五十日から百日まで、手錠は一日おきに検査が繰り返される。

赤松村十一名は「牢内より手錠」の処分を受けるが、期間は不明。

【資料4】追加資料

・争論場所は、浜脇の市街地から赤松へ登る道筋の左手に見える鳴子川の谷あいの地域である。このあたりには巨岩が点在しており、

郡奉行 岩野安右衛門

巨岩のいくつかに、数字が彫りこまれている。これらが境目を示す目印である。

・赤松村側は、道つくりに来ていた府内藩の奉行、小奉行を拉致した。

・遠島の際には、遠島になつた人の内、雜人には金二分揚屋者金一両から二両、渡される。

・縁者からの届け物は、米二十俵まで、錢は二十貫まで、金二十両までただし錢で持たせられる。麦は五俵まで。反物、書物火道具は禁止。

【考察】・いざれにしても、「遠島」は死罪に次ぐ重い刑である。

・伊豆七島の中で、三宅島が一番くらし易いので、流人は、はじめに慣れるまでしばらくここに置かれ、慣れたら他の八丈島などに送られた。

・生活は、ごくわずかだが米が与えられるが基本は、食料を自分で調達することであった。

・日田代官所の揖斐十太夫が、西国郡代となり西国の諸大名を監視する立場となつた。この人はこの事件の起つたときに任期の初めであつたので、幕府の権力を守らなければ自分の使命も守れないと思つていたようである。それで、この事件に対する処分も幕府側の不利にならないように努めたといわれている。

・島での暮らしは苦しいわけであるが、例えば住居は、二間四方の草ぶきの家がいい方であつた。・八丈島は断崖絶壁の島であるので、この島から船で脱走するようなことはできない。

また赤松村の農民は、三人・三人・二人と別々の島に送られているので共同で脱出の計画などできない。

赤松村から流された次郎兵衛は、三十三歳で島に流され五十年生きている記録が残つてゐるから八十三歳まで生きたことになる。島の人々との交流もうまく交際すれば、物をもらつたり交流もできるし、そこで島の娘と結婚もできる。

ただ遠島は死罪に次ぐ重罪で絶対に故郷へは帰れないのが無念である。このような状況を考えると遠島になつた者たちは事件の主だつた者であり村の役に立つた者であるから村に功労者と考えられてゐるのではないかと思われる。

百年以上が経過して、この「遠島八名の碑」の記念碑が建てられたことも村人から感謝されたからのことであろう。また記念碑の発起人が、浜脇の株組であつてみれば、この騒動によつて株場が広くなつたことが、村にとつて大きな効果のあつたことと思われる。

(参考)

・「府内藩日記」宝暦十一年（一七六一）十二年の日記、丙の四八
・「府内藩記録」宝暦十一年正月廿四日より四月十七日までの記録。

甲九五、九六

・「豊後錢瓶騒動記録」・天領（浜脇村）私領（府内）境目出入り始末
・（調査報告書）「錢瓶石騒動」
・「残酷の日本史」・「流人と非人」・「江戸の刑罰」